

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

●問い合わせ 【接種券などについて】 役場新型コロナウイルス感染症対策室 ☎096(285)7787
 【ワクチン接種の予約】 大津町ワクチン接種コールセンター ☎096(352)6666

令和5年秋開始接種がはじまります

生後6カ月以上の人、初回接種が終了した全ての人を対象に町医療機関での追加接種を行います。

接種券は順次発送

令和5年春開始接種や令和4年秋開始接種(オミクロン株ワクチン追加接種)を受けた人に接種券を郵送します。前回、接種券を使用していない人には接種券は郵送しませんので、お持ちの接種券を使用してください。

町では前回接種から3カ月経過した65歳以上の人、基礎疾患がある人から接種を進める予定です。接種券の発送状況は、接種券発送日に町ホームページを更新しますので、最新情報は町ホームページをご確認ください。

使用ワクチン

オミクロン株 XBB.1.5対応 1価ワクチン

■予約と接種のスケジュール(予定)

11月以降のスケジュールは順次お知らせします。

予約受付開始日	接種期間
9月13日(水) 午前9時～	9月25日～10月21日
10月11日(水) 午前9時～	10月23日～11月18日

※受付開始日以降も予約は定員に達するまで受け付けます。

ワクチン接種医療機関一覧(未定)	
あらいクリニック	たしろクリニック
阿梨花病院大津	樽美外科・整形外科医院
えうら耳鼻咽喉科	のざわ医院
岡本内科・呼吸器内科 クリニック	はなぶさクリニック
光進会クリニック	ふくだ医院
しばた内科クリニック	宮本内科医院
竹田津医院	※50音順

※基礎疾患がある人は、町外のかかりつけ医で接種ができます。医療機関所在地の市町村にお尋ねください。

予約方法

●大津町専用予約サイト(推奨) <https://vaccine-yoyaku.jp/ozu/>

●大津町ワクチン接種コールセンター ☎096(352)6666

町専用予約サイトはこちら▶



- 予約開始日はインターネットでの予約のお手伝いを役場1階で行っていますのでご利用ください。
- 郵便局や携帯電話ショップでも予約のお手伝いをしています。手続きは自分のスマートフォンやタブレットをお持ちください。(室郵便局・陣内郵便局・大津居島郵便局・錦野郵便局、ドコモショップ大津店、ソフトバンク大津中央店)

乳幼児・小児の秋開始接種

- 接種券 対象となる人には接種可能な時期に接種券を郵送します。小児で追加接種の接種券を使用している人には接種券は郵送しませんので、お持ちの接種券を使用してください。
- 予約方法 ワクチンコールセンターか専用予約サイトからの予約
- 使用ワクチン 乳幼児用・小児用オミクロン株 XBB.1.5対応 1価ワクチン
- 接種医療機関 なみかわ小児科

大津町に転入後、接種券の発行を希望する人は

転入前の接種履歴の確認を行うため、接種済証を窓口を持参するか、「接種券発行申請フォーム」で申請してください。接種が可能な時期に接種券を郵送します。

接種券発行申請フォームはこちら▶



初回接種が終わってない人は

初回接種は予約サイトの予約はできません。接種を希望する人は大津町ワクチン接種コールセンターにご連絡ください。

町県民税の年金からの特別徴収について知ろう

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

皆さんが納めている住民税の納付方法は次の方法になります。

- 普通徴収・・・納付書や口座振替で本人が直接納付する方法。
- 給与からの特別徴収・・・勤め先の給与から住民税を差し引きして納めていく方法。
一般的に、給与を受け取られている方はこの方法での納付となります。
しかし、年金にかかる住民税については、この方法では納付できません。
- 公的年金からの特別徴収・・・公的年金を受け取る前に、住民税を差し引きし、納付する方法です。
今回はこの中から「公的年金からの特別徴収」について詳しく紹介します。

●なぜ公的年金からの特別徴収になるの？

公的年金を受給されている人の納税に便宜を図るため、平成20年に地方税法が改正され、平成21年に制度が開始されました。

●どんな時に公的年金からの特別徴収になるの？

65歳以上の方で公的年金の所得に対して住民税が課税される場合、公的年金からの特別徴収での納付となります。この際、下記の条件に該当する場合は、自動的にこの納付方法となります。公的年金からの特別徴収は、本人から希望されて公的年金からの特別徴収に切り替えができるわけではありません。

公的年金からの特別徴収となる条件

- 当該年度の4月1日現在で老齢基礎年金等の公的年金の支給を受けている65歳以上の人対象です。
ただし、以下のいずれかに該当する人は対象となりません。
- 老齢基礎年金等の金額が年間18万円未満の人。
- 介護保険料が公的年金から特別徴収されていない人。
- 老齢基礎年金等から、所得税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税を差し引いた金額が、公的年金の所得に対する住民税を下回ると見込まれる人。
このとき、公的年金所得以外の所得にかかる住民税は差し引きできません。
そのため、勤め先がある人で給与の所得と公的年金の所得がある場合、給与からの特別徴収と公的年金からの特別徴収がそれぞれ発生する場合があります。(この場合、控除は給与からの特別徴収に優先してかかります。)

また、公的年金からの特別徴収は、新しく開始される場合や、前年度の住民税の税額が前々年度に比べて低い金額で年度の途中で納付が終わっていた場合、差し引きを開始するまで時間がかかるため、開始までは普通徴収(納付書・口座振替)で納付となることもあります。

●公的年金からの特別徴収の納期

公的年金からの特別徴収の納期は、年金受給月である4月・6月・8月・10月・12月・2月の6期です。そのうち4～8月については、まだ住民税の税額が決定していないため、前年度の年額の6分の1ずつの金額を、仮の税額として納めていただきます。(これを仮徴収と呼びます。)10～2月は、年額から仮徴収された金額を除いた額の3分の1ずつの税額となります。

前年度の年額の6分の1ずつの額(仮徴収)			決定した年額から仮徴収された金額を除いた額の3分の1ずつの額		
4月	6月	8月	10月	12月	2月